令和6年12月 内閣府政策統括官 (重要土地担当)

重要施設周辺等における土地等の取得の状況(令和5年度)について

内閣府は、重要土地等調査法(注1)に基づく土地及び建物(以下「土地等」といいます。)の利用状況の調査を実施し、この度、令和5年度中の土地等の取得の状況について取りまとめました。

(注1) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)

1 重要土地等調査法に基づく調査について

内閣府は、重要土地等調査法の規定に基づき、指定された注視区域(注2)内の土地等について、関係行政機関等から提供を受けた不動産登記簿、住民基本台帳、商業登記簿といった公簿等の情報や、届出に係る情報、地図、航空写真、ウェブサイト等の公開情報等により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施しています。

(注2) 重要土地等調査法第5条第1項の規定により、重要施設(防衛関係施設、海上保安庁の施設、生活関連施設(原子力関係施設及び特定の空港)をいいます。)の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものとして指定された区域をいい、第12条第1項の規定により指定された特別注視区域を含みます。なお、この注視区域内にある土地等が、重要土地等調査法の調査の対象となります。

2 令和5年度における土地等の取得の状況について

1の調査の過程において明らかとなった、令和5年度中の土地等の取得の状況は、以下のとおりです。

(1) 総数について

令和5年度までに指定された注視区域 (第1次指定分から第3次指定分までの399区域が対象となります。)において、同年度中 (注3)に売買等の契約による所有権の移転や建物の新築の登記により取得されたこと (注4)が確認された土地等は次のとおりです。

- (注3) 調査対象期間は、各注視区域の指定の施行時期により、次のとおり異なります。
 - ・ 第1次指定分(令和4年内閣府告示第121号により指定された注視区域58区域)
 - :令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間
 - ・ 第2次指定分(令和5年内閣府告示第98号により指定された注視区域161区域)
 - : 令和5年8月15日から令和6年3月31日までの間
 - ・ 第3次指定分(令和5年内閣府告示第126号により指定された注視区域180区域)
 - : 令和6年1月15日から同年3月31日までの間

なお、第4次指定分(令和6年内閣府告示第91号により指定された注視区域184区域)については、令和5年度中に施行されていないため、今回の調査対象に含まれません。

(注4)集計の対象となる所有権の移転による取得は、売買等の契約により所有権の移転の登記がなされたものとし、相続等の契約に基づかない所有権の移転の登記は含みません。

区域指定告示別	土地等の取得総数・土地面積									
(注3)	取得総数(筆個)	土地面積(㎡)								
		土地(筆)	建物(個)							
第1次	687	506	181	712,791						
第2次	4,216	3,041	1,175	1,669,628						
第3次	11,959	6,967	4,992	2,651,721						
合計	16,862	10,514	6,348	5,034,139						

- ※ 土地面積は、小数点以下を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。
- ※ 同一の土地等であっても、調査期間内に所有権の移転が複数回なされたものについてはそれぞれ計上して います。
- (2) 外国人・外国系法人による土地等の取得の状況について
 - ア (1) の総数のうち、外国人・外国系法人 (注5) による取得の状況は次のと おりです。
 - (注5)集計の対象となる「外国人・外国系法人」は次のとおりです。
 - ・ 「外国人」は、国内に居住する外国籍を有する者及び国外に居住する外国人と思われる者
 - ・ 「外国系法人」は、外国法人、及び内国法人であって外国籍を有する者又は国外に居住する外 国人と思われる者が代表者となっているもの

	外国人・外国系法人による土地等の取得数・土地面積											
区域指定告示別					外国人(個人)				外国系法人			
(注3)	取得数	(筆個)		土地面積	取得数	(筆個)		土地面積	取得数 (筆個)			- 土地面積
		土地(筆)	建物 (個)	(㎡)		土地 (筆)	建物 (個)	土地国領 (㎡)		土地(筆)	建物 (個)	工地画領 (m²)
第1次	9	5	4	1,257	7	4	3	1,124	2	1	1	132
第2次	33	22	11	5,182	21	13	8	3,223	12	9	3	1,958
第3次	329	147	182	31,631	229	95	134	16,700	100	52	48	14,931
合計	371	174	197	38,069	257	112	145	21,048	114	62	52	17,022

※ 土地面積は、小数点以下を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

イ 外国人・外国系法人の国又は地域別内訳は次のとおりです。 なお、都道府県・注視区域ごとの状況については、別表のとおりです。

	外国人	・外国系	系法人に	よる土地	地等の取得数	女・土地	面積							
							外国人(個人)			外国系法人				
国又は地域	取得数	(筆個)			(m):		取得数 (筆個)		1	土地面積	取得数(筆		≦個)	土地面積
		割合 (%)	土地 (筆)	建物 (個)		割合 (%)		土地 (筆)	建物 (個)	(m²)		土地 (筆)	建物 (個)	(m²)
中国	203	54.7	87	116	16,275	42.8	118	41	77	4,843	85	46	39	11,432
韓国	49	13.2	22	27	4,334	11.4	38	18	20	3,113	11	4	7	1,220
台湾	46	12.4	24	22	3,176	8.3	40	20	20	3,010	6	4	2	166
ベトナム	15	4.0	7	8	3,434	9.0	15	7	8	3,434	0	0	0	=
フィリピン	13	3.5	9	4	1,133	3.0	13	9	4	1,133	0	0	0	-
米国	10	2.7	4	6	1,369	3.6	6	3	3	1,150	4	1	3	219
シンガポール	7	1.9	4	3	1,095	2.9	5	2	3	82	2	2	0	1,013
ニュージーランド	5	1.3	5	0	2,971	7.8	0	0	0	-	5	5	0	2,971
ブラジル	5	1.3	4	1	754	2.0	5	4	1	754	0	0	0	=
タイ	4	1.1	3	1	396	1.0	4	3	1	396	0	0	0	=
トルコ	3	0.8	2	1	1,997	5.2	3	2	1	1,997	0	0	0	=
ベルギー	2	0.5	1	1	229	0.6	2	1	1	229	0	0	0	=
パキスタン	1	0.3	1	0	884	2.3	1	1	0	884	0	0	0	=
オーストラリア	1	0.3	1	0	22	0.1	1	1	0	22	0	0	0	=
インドネシア	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	=
カナダ	1	0.3	0	1	=	-	1	0	1	=	0	0	0	=
サモア	1	0.3	0	1	=	-	0	0	0	=	1	0	1	=
ドイツ	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
ネパール	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	=
フランス	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	-
ミャンマー	1	0.3	0	1	-	-	1	0	1	-	0	0	0	=
合計	371	100.0	174	197	38,069	100.0	257	112	145	21,048	114	62	52	17,022

[※] 土地面積は、小数点以下を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

[※] 中国には香港を含む。

【参 考】

- 1 令和4年度に指定された注視区域(第1次指定分58区域。令和5年2月1日施行)において、同年度中に取得されたことが確認された土地等の総数は108筆個(土地84筆、建物24個)、土地面積は67,099㎡でした。このうち、外国人・外国系法人による取得事例は確認されませんでした。
- 2 令和5年度中に、法第9条の規定による勧告及び命令は実施しておりません。

(その1)

<u> </u>	1		
都道府県	外国人・	外国系法人による土地等の取得状況 	
	取得数 (筆個)	主な注視区域	取得数(筆個)[国又は地域別内訳]
北海道	20	札幌駐屯地、藻岩山無人中継所、真駒内駐屯地	10筆個[中国8筆個、台湾2個]
		倶知安駐屯地	5 筆 [ニュージーランド5 筆]
		丘珠駐屯地	2筆個[韓国2筆個]
		ほか	
宮城県	1	仙台駐屯地	1個[中国1個]
茨城県	11	朝日燃料支処	8筆個[中国6筆個、タイ2筆]
		武器学校、航空装備研究所土浦支所	2筆個[韓国2筆個]
		百里基地	1筆[中国1筆]
埼玉県	9	入間基地	7筆個[韓国4筆個、タイ2筆個、
			ベトナム 1 個]
		大井通信所	2筆個 [フィリピン2筆個]
千葉県	38	松戸支処	15筆個[フィリピン6筆個、台湾5
			筆個、中国3筆個 等]
		下総航空基地	7筆個[中国7筆個]
		 木更津飛行場、木更津航空補給処、木更津分屯基	6筆個[中国3個、韓国2筆、米国
		地	1個]
		ほか	-
東京都	171	防衛省市ヶ谷庁舎	104筆個[中国65筆個、台湾26筆
			個、韓国5個 等]
		補給統制本部	39筆個[中国29筆個、米国2筆個、
			韓国2筆個等]
		練馬駐屯地	20筆個[中国18筆個、台湾1個、ド
			イツ1個]
		ほか	
新潟県	11	新潟分屯基地、新潟空港	6筆個[韓国4筆個、中国2筆個]
		新潟基地分遣隊	5筆[中国5筆]
静岡県	2	浜松基地	2筆個[中国2筆個]
愛知県	12	高蔵寺分屯基地、高座山無線中継所地区	6筆個[トルコ3筆個、フィリピン
			3 筆個]
		守山駐屯地	5筆個[韓国3筆個、パキスタン1
			筆、中国1筆]
		豊川駐屯地	1筆 [ブラジル1筆]
滋賀県	10	大津駐屯地	6個[中国5個、韓国1個]
		饗庭野高射教育訓練場	4 筆個 [ブラジル 4 筆個]
大阪府	10	八尾駐屯地、八尾空港	8筆個[ベトナム4筆個、中国3筆
			個、韓国1個]
		信太山駐屯地	2 筆個 [ベトナム 2 筆個]
	•	•	

都道府県	外国人・	国人・外国系法人による土地等の取得状況							
	取得数 (筆個)	主な注視区域	取得数(筆個) [国又は地域別内訳]						
兵庫県	3	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地	2筆個[中国2筆個]						
		広峰無線中継所、姫路駐屯地	1個[台湾1個]						
鳥取県	6	高尾山分屯基地[施設は島根県に所在]	3筆個[韓国3筆個]						
		美保通信所、美保基地	2筆個 [フィリピン2筆個]						
		美保基地	1筆[韓国1筆]						
広島県	1	海田市駐屯地	1筆[中国1筆]						
香川県	3	善通寺駐屯地、大麻山弾薬庫	3筆個[中国3筆個]						
福岡県	31	福岡駐屯地、自衛隊福岡病院、春日基地	16筆個[中国12個、米国2筆個、韓						
			国1個 等]						
		春日基地飛行場地区、板付飛行場、福岡空港	12筆個[中国6筆個、ベトナム3						
			筆、韓国2個 等]						
		小郡駐屯地	2個[中国1個、ネパール1個]						
		ほか							
長崎県	9	対馬駐屯地、対馬海上保安部	5 筆個[韓国 5 筆個]						
		比田勝海上保安署	4 筆個[韓国 4 筆個]						
熊本県	7	自衛隊熊本病院	5筆個[台湾3筆個、ベルギー2筆						
			個]						
		北熊本駐屯地	2筆個[中国2筆個]						
鹿児島県	5	川内駐屯地	2筆 [シンガポール 2 筆]						
		屋久島(一)	2筆[米国2筆]						
		国分駐屯地	1筆[台湾1筆]						
沖縄県	11	次世代装備研究所与那国海洋観測施設、与那国島	3 筆 [台湾 3 筆]						
		(-)							
		知念高射教育訓練場(陸上自衛隊)、知念高射教	3筆個[中国3筆個]						
		育訓練場 (航空自衛隊)							
		宮古島 (二)	3個[中国2個、韓国1個]						
		ほか							

[※] 主な注視区域は、当該都道府県内で外国人・外国系法人による土地等の取得事例が多いものを記載。

^{※ []} 内は、当該注視区域内で土地等を取得した外国人・外国系法人のうち、取得事例の多い国又は 地域名とその取得筆個数を記載。

なお、中国には香港を含む。